

東 都 計 審 第 5 号  
平成 2 4 年 3 月 1 6 日

東近江市長 西澤 久夫 様

東近江市都市計画審議会  
会 長 山崎 一眞

東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準  
策定につき、意見を求めることについて（答申）

平成 2 4 年 2 月 1 5 日付け、東都整第 4 3 6 号で諮問された東近江市市街化調整区域等における地区計画制度の運用基準策定につき意見を求めることについては、東近江市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 203 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、原案を適当と認めます。

なお、市街化調整区域の計画的な土地利用を推進するため、下記事項に留意されるよう要望します。

記

- 1 市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の性格を維持し、適正な運用に努められたい。

東 都 計 審 第 6 号  
平成 2 4 年 3 月 1 6 日

東近江市長 西澤 久夫 様

東近江市都市計画審議会  
会 長 山崎 一眞

東近江市地区計画の案の作成に関する条例の一部改正につき、  
意見を求めることについて（答申）

平成 2 4 年 2 月 1 5 日付け、東都整第 4 3 7 号で諮問された東近江市地区計画の案の作成に関する条例の一部改正につき意見を求めることについては、東近江市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 203 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、原案を適当と認めます。

東 都 計 審 第 7 号  
平成 2 4 年 3 月 1 6 日

東近江市長 西澤 久夫 様

東近江市都市計画審議会  
会 長 山崎 一眞

近江八幡八日市都市計画道路（3・4・1 近江八幡能登川線  
<滋賀県決定>）の変更について（答申）

平成 2 4 年 2 月 2 4 日付け、東都整第 4 6 9 号で諮問された近江八幡八日市都市計画道路（3・4・1 近江八幡能登川線<滋賀県決定>）の変更については、東近江市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 203 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき当審議会で慎重に審議した結果、異議なしと認め、答申します。